

八潮らしい街並み景観形成支援補助制度

市では、50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づいた住宅の新築工事を行う方に、その費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

八潮らしい住宅の新築 100万円を補助

受付期間

令和元年5月10日から
令和元年12月6日まで

令和元年度 八潮らしい街並み景観形成支援補助制度の概要

◆補助対象要件

(1) 対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域であること。

(2) 対象工事

次に掲げるいずれの要件にも該当する個人住宅の新築工事(外構工事及び植栽工事を含む)

- ①本制度の補助金交付についての要綱である「八潮らしい街並み景観形成支援補助金交付要綱」に定める「家づくり補助基準」に適合していること。

(例：屋根の形態を傾斜屋根、道路側の一階部分の庇のしつらえ、外壁の一部に自然素材、外構のデザイン、敷地の緑化など全21項目)

※今年度より、一部基準を見直しています。

②一定の居住機能として、玄関・台所・便所及び浴槽を備えていること。

③工事における費用が、1,000万円以上(消費税分を除く)であること。

※ただし、カーポート、物置倉庫等の附属建築物における費用は除く。

④敷地面積が100㎡以上かつ500㎡未満であること。

(3) 対象者

本市内の土地又は本市の土地区画整理事業で公売中の保留地において工事を行う者で、次に掲げるいずれの要件にも該当する者

①申請日現在において、本市に1年以上住所を有し、又は保留地を平成25年7月1日以降に購入していること。

②申請日現在において、市税(国民健康保険税を含む)の滞納がないこと。

③過去に本制度による補助金の交付を受けていないこと。

◆その他条件

①補助金の交付決定を受ける前に、工事に着手しないこと。

②補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に工事に着手すること。

③八潮らしい街並みづくりの普及・啓発のため、一定の期間、当該住宅を公開し、市が発行する広報紙、市ホームページ及びパンフレットに掲載することを承諾すること。

④都市計画法及び建築基準法その他関係法令に違反しないこと。

◆補助金額・補助件数

(1) 補助金額：工事1件につき100万円

(2) 補助件数：1件分

◆申請受付期間等

(1) 期間：令和元年5月10日から令和元年12月6日まで

(2) 時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場所：八潮市役所本庁舎3階都市計画課窓口



◆申請方法

所定の申請用紙、必要書類等を揃えて持参(郵送不可)してください。

※申請に必要な用紙等は都市計画課窓口又は市のホームページからダウンロードできます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.yashio.lg.jp/shisei/machizukuri/100nen/100manen.html>

<お問い合わせ>八潮市役所 都市計画課 景観デザイン係

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 TEL 048-996-2111(代表) 内線 346

八潮らしい街並み景観形成支援補助制度 ～申請から補助金受領の流れ～

